

帰還困難区域（双葉町）に居住していた申立人について、避難先からの墓参りのための一時立入費用（平成25年から令和6年までの間、年2回分の交通費）の賠償が認められたほか、申立人が所有していた農機具の財物賠償に関して、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、農機具の耐用年数、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直して、追加賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、別紙1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1263万2447円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、別紙1記載の既払金合計607万3658円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人と被申立人は、別紙1記載の損害項目（別紙1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年5月28日

(仲介委員 副田 純子)

別紙 1
(円)

| 損害項目 | 内訳等 | 期間 | 和解金額 | 既払金 | 支払金額 |
|------------------------|--------------------------|----------------------------|------------|-----------|------------------|
| 日常生活阻害 慰謝料 (増額分) | 中間指針第5次追補第2の4 I)⑥及び⑨ | 平成23年3月11日 ～平成24年11月30日 | 630,000 | 0 | 630,000 |
| 避難費用 | 一時立入費用 | 平成25年1月1日 ～令和6年12月31日 | 31,212 | 0 | 31,212 |
| 財物損害 | 農業機械(別紙2記載のとおり) | | 11,971,235 | 6,073,658 | 5,897,577 |
| 合計 | | | 12,632,447 | 6,073,658 | 6,558,789 |

別紙 2
(円)

| 番号 | 農業機械名 | 購入年 | 和解金額 | 既払金 | 支払金額 |
|----|-----------------|-------|------------|-----------|-----------|
| ① | トラクター | 平成2年 | 3,651,000 | | |
| ② | コンバイン | 平成2年 | 2,530,267 | | |
| ③ | 乾燥器 | 平成元年 | 589,160 | | |
| ④ | 土壤消毒機 | 平成16年 | 1,260,000 | | |
| ⑤ | コンバイン | 平成16年 | 1,764,000 | | |
| ⑥ | 一括償却資産 (播種機) | 平成19年 | 147,200 | | |
| ⑦ | 乾燥機 | 平成20年 | 1,819,020 | | |
| ⑧ | 溝切り機 | 平成19年 | 210,588 | | |
| 合計 | | | 11,971,235 | 6,073,658 | 5,897,577 |